

福祉医療制度に導入する所得制限一覧（H28.4.1現在）

1 障害者に対する所得制限

特別障害者手当 (障害者本人に支給)	扶養親族等数 (人)	本人	配偶者・扶養義務者等
		所得額 (円)	所得額 (円)
	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

※ 所得額（本人）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額

※ 所得額（配偶者・扶養義務者等）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額

※ 所得制限限度額（本人） 扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族等（特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、特定扶養親族等1人につき63万円を加算する。

※ 所得制限限度額（配偶者・扶養義務者等） 扶養親族等が2人以上の場合は、扶養親族等1人につき213,000円を加算し、扶養親族等が老人扶養親族であるときは、その額に老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額とする。

2 母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

児童扶養手当 (児童の母等に支給)	扶養親族等数 (人)	本人(母又は養育者)	孤児等の養育者 母(養育者)の配偶者・扶養義務者
		一部支給	
		所得額 (円)	所得額 (円)
	0	1,920,000	2,360,000
	1	2,300,000	2,740,000
	2	2,680,000	3,120,000
	3	3,060,000	3,500,000
	4	3,440,000	3,880,000
	5	3,820,000	4,260,000

※ 所得額＝児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額

※ 所得制限限度額（本人）

①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき上表の金額に10万円を、特定扶養親族等（特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）がある場合は特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。

②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。

※ 所得制限限度額（孤児等の養育者等）

①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。

②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。